

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）
任用期間	令和 8年 7月 1日から令和 9年 3月31日まで ※うち令和 8年 7月31日までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。 ※同一会計年度内における任期の更新は、任期満了時の業務量及び従事している業務の進捗状況等に応じ、勤務実績、態度及び能力等を考慮した上で行う場合があります。
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。
就業の場所	大石田町役場 町民税務課 (変更の範囲) 変更なし
職 種	交通安全専門指導員
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	(雇入れ直後) 交通安全専門指導員 (変更の範囲) 変更なし
始業及び終業の時刻、休憩時間並びに時間外勤務及び休日勤務の有無に関する事項	1 始業(8時30分) 終業(16時30分) 週5日勤務 2 休憩時間(60分) 3 時間外勤務の有無(<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無) 4 休日勤務の有無(<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無)
勤務しない日	・週休日(毎週 土、日 曜日)(振替：有) ・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日まで) ・その他(休日の代休日)
休 暇	1 年次休暇 (1) 付与日数 上限20日(※勤務状況に応じて付与日数が変わります。) (2) 繰越日数 前年度に大石田町役場で勤務していた方に付与される場合があります。 ※特に必要があると認められるときは、時間単位で取得することができます。 2 その他の休暇 (1) 有給 官公署出頭、公民権行使、現住居の滅却等、出勤困難、退勤途上、忌引、妊婦の休息補食、時間、結婚休暇、夏季休暇、冬季休暇、交通遮断、産前、産後、不妊治療、配偶者出産、育児参加、子の看護、傷病、保育時間、短期介護、骨髄等ドナー (2) 無給 介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊産疾病、公務上又は通勤上の傷病、妊産婦健康診断、妊婦の通勤緩和

<p>給 与</p>	<p>1 報酬(給料)の額 月額(209,096 円) 2 諸手当 (1) 期末手当 (計算方法：報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められている場合は、基準日前6か月以内の報酬の1月当たりの平均額)に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額) (2) 勤勉手当 (計算方法：報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められている場合は、基準日前6ヶ月以内の報酬の1月当たりの平均額)に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額) (3) 費用弁償(通勤手当) 上限 23,500円 (4) 時間外勤務手当 (5) 休日勤務手当 (6) 夜間勤務手当 3 支払日 (1) 報酬・費用弁償(給料・通勤手当) 月額 毎月21日(当月分) (2) 期末手当 6月30日、12月10日 (3) (2)以外の手当 月額 翌月21日(末日締め) 4 支払方法 指定口座への振込 5 給与支払時の控除 (有)</p>
<p>退職に関する事項</p>	<p>1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。 2 自己都合退職の手続(退職希望日の1ヶ月以上前に届け出てください。退職の発令をもって退職します。) 3 免職の事由及び手続 (1) 分限免職(地方公務員法第28条第1項) 次の場合のいずれかに該当するときは、「大石田町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。 ① 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合 ② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ③ ①及び②のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 ④ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 (2) 懲戒免職(同法第29条第1項) 次の場合のいずれかに該当するときは、「大石田町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。 ① 法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 4 定年制 (無) 5 その他の離職事由 ・ 死亡した場合 ・ 地方公務員法第16条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当する場合</p>
<p>退職手当</p>	<p>退職手当の支給はありません。</p>
<p>服 務</p>	<p>任期中、以下の義務を負います。 (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条) (2) 信用失墜行為の禁止(同法第33条) (3) 秘密を守る義務(同法第34条) (4) 職務に専念する義務(同法第35条) (5) 政治的行為の制限(同法第36条) (6) 争議行為等の禁止(同法第37条)</p>

	<p>※兼業を行うことはできますが、兼業を開始した又は兼業をしている場合には、速やかに所属課に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>1 社会保険に関する事項 (厚生年金保険(日本年金機構)・医療保険(山形県市町村職員共済組合)・加入なし)</p> <p>2 雇用保険に関する事項 (有) ・ 無)</p> <p>3 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 公務上の傷病については、庁舎内で勤務する方は「大石田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」により、庁舎外で勤務する方は労災保険により、それぞれ補償を受けられる場合があります。 業務外の傷病については、加入する社会保険により傷病手当金等が支給されます。</p> <p>4 安全及び衛生に関する事項 6ヶ月以上の雇用が見込まれる方については、毎年5月下旬頃に健康診断及びストレスチェックを実施します。</p> <p>5 休職に関する事項 次の場合のいずれかに該当するときは、「大石田町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」の定めるところにより、休職となる場合があります(地方公務員法第28条第2項)。 ・心身の故障のため、長期の休養を要する場合 ・刑事事件に関し起訴された場合</p>